

岩手県告示第 403 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
都南の園	岩手県立療育センター	盛岡市手代森 6 地割 10 番地 6	平成 19 年 4 月 1 日